

景観法に基づく届出全般に関する質疑応答

番号	Q 質問	A 回答
1	建築物の建築等に係る届出はいつまでにすれば良いですか。	建築確認申請を要する場合は、その申請の30日前までに提出しなければなりません。 建築確認申請を要しない場合は、工事着手の30日前までに提出しなければなりません。
2	工作物の建設等に係る届出はいつまでにすれば良いですか。	工作物確認申請を要する場合は、その申請の30日前までに提出しなければなりません。 工作物確認申請を要しない場合は、工事着手の30日前までに提出しなければなりません。
3	開発行為に係る届出はいつまでにすれば良いですか。	都市計画法第29条の開発許可申請を行う30日前までに提出しなければなりません。
4	景観計画区域内に入っています。届出は必要ですか。	全ての建築行為、開発行為他が届出の対象となる訳ではありません。届出が必要の規模の行為をする場合に届出をしてください。
5	外壁を同じ色に塗り替える計画ですが、届出は必要ですか。	同じ色に塗り替える場合でも経年変化による退色等があり、同じ色とは限らないため届出は必要です。同じ色であっても既存不適格の色彩のまま塗り替えることはできません。
6	携帯電話等の基地局を建設するのですが、届出は必要ですか。	工作物の建設等に該当しますが、届出については下記の除外規定がございます。該当する場合は届出不要です。 【架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。】
7	景観計画区域内における行為の通知書(第4号様式)はどのようなときに使うのですか。	国の機関又は地方公共団体、規則で定める公共的団体が届出を要する行為を行う場合に使用します。 規則で定める公共的団体は以下のものがあります。 (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (2) 独立行政法人都市再生機構 (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構 (5) 独立行政法人環境再生保全機構 (6) 年金積立金管理運用独立行政法人 (7) 独立行政法人労働者健康福祉機構 (8) 地方道路公社 (9) 地方住宅供給公社 (10) 土地開発公社 (11) 公益財団法人東京都道路整備保全公社 (12) 公益財団法人東京都都市づくり公社
8	景観計画区域はどこで確認できますか。	町田市ホームページから「地図情報まちだ」を用いて確認ができます。
9	敷地が2つの景観形成ゾーンに跨っています。どちらの基準が適用されますか。	2つの景観形成ゾーンに跨っている場合は、敷地の過半に入っている方の基準が適用されます。
10	敷地が景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に跨っています。どちらの基準が適用されますか。	景観形成ゾーンと景観形成誘導地区に跨っている場合は、景観形成誘導地区の基準が適用されます。
11	届出では何を審査するのですか。	景観計画で定める各景観形成ゾーン、各景観形成誘導地区の景観形成基準へ適合しているか審査をします。建築物、工作物においては、加えて色彩基準へ適合しているかを審査します。

12	景観形成基準はどのようなものですか。	各景観形成ゾーン、各景観形成誘導地区で内容が異なります。チェックリスト(適合状況説明書)をご確認ください。
13	チェックリストの適合状況記載欄には何を記載すれば良いですか。	景観形成基準に対して計画内容がどう適合しているのか具体的に記載してください。具体的な内容が記載されていない場合は、適合しているとは判断できません。
14	現況写真は何枚必要ですか。	敷地周辺の状況が分かる写真を敷地の広さ等に応じて複数枚ご用意ください。
15	工程表には何を記載すれば良いですか。	建築確認、許可、認定等の申請日、着工日、完了日を記載してください。色彩変更の場合は、塗装工事の着手日も記載してください。
16	行為着手(許可、確認申請の申請日)の30日前までに届出を行い受理されました。行為着手の予定を変更して前倒し、行為着手は可能ですか。	町田市景観条例施行規則第5条第2項(行為着手30日前までの届出)を遵守できていないことにはなりますが、他法令による縛りはないため可能です。
17	届出をした内容に変更が生じました。変更届は必要ですか。	届出をした内容に変更が生じる場合は変更届を提出してください。変更届には変更前後が確認できる資料を添付してください。
18	変更届をいつまでに提出すれば良いですか。	変更に係る工事着手の30日前までに提出してください。
19	工事が完了しました。完了届は必要ですか。	工事が完了しましたら速やかに完了届を提出してください。完了届には写真撮影位置図と竣工写真を複数枚添付してください。
20	完了届に添付する竣工写真はどのようなものが必要ですか。	行為の種類によって必要なものは異なります。建築物においては、各立面及び屋根と外構部分(舗装部分、緑地等)が確認できるもの。工作物においては、建設した工作物の全景及び色彩が確認できるもの。開発行為においては、開発区域全体及び擁壁の状況、公園がある場合は公園の整備状況が確認できるもの。